

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

原告 山田 清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

証 拠 説 明 書

（準備書面（195）火山事象に対する安全の欠如 その5）

2022年（令和4年）12月23日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅石 紘 爾

外4名

甲号証	標目 (すべて写し)	作成者（作成日）	立証事項
D 396	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について（抜粋）表紙、目次、p260-281	原子力規制委員会 (2016.8.24)	旧火山ガイドにおいて、地理的領域が160kmとされたのは、国内の最大規模の噴火である阿蘇4火砕物密度流が到達した距離を根拠としていること、したがって、旧火山ガイドは破局的噴火のリスクを容認する考え方を採用していなかったこと、新規制基準の考え方においても、2016（平成28）年8月時点では、巨大噴火とそれ以外とを区別するなど、「基本的な考え方」や新火山ガイドのような考え方は採用されていなかったこと等。
397	原子力発電所の火山影響に関する考え方	中田節也 (2013.3.28)	過去の噴火において火砕流が届いている地域（図表3の黄色で示した範囲）には原発は建てるべきではないこと、

			<p>噴火の予測には、時期、場所、規模、様式、推移という 5 つの要素があり、とりわけ規模（どういう大きさで起こるか）、様式（どのような火山事象が発生するか）、推移（どういう順番で起こるか）についてはまだできていないこと、</p> <p>噴火予測の発展段階でいえば、観測や経験により、以上の原因が推定できる段階（第 2 段階）であること（経験的予測の段階）、</p> <p>超巨大噴火に先行する前兆現象について、全てが確認されているわけではなく、リードタイムについても不明であること等。</p>
398	『火山大国日本』（抜粋）	巽好幸 (2019.1.11)	<p>執筆時点において、地下のマグマ溜まりの位置、形、大きさを正確に捉えた例はないこと、</p> <p>一昔前のガンが、その進行によって引き起こされる症状や体調不良から発見されることがあったのと同様、現在は、マグマが溜まることによって生じる症状（地殻変動や地震）を調べている段階であること等。</p>
399	「中田節也氏に聞く：川内原発差止め仮処分決定をめぐって」『科学』	中田節也 (2015.6)	<p>中田氏は、新規制基準検討チームにおいて、何らかの前兆をつかまえられるけれども、その前兆が大規模噴火につながるかは分からないと話したつもりであること、</p> <p>把握できるとしても、数週間前や 1 か月前程度であり、それよりも前に把握する必要のある原子力施設では無理であること等。</p>
400	原子力発電所の火山影響評価ガイド（案）の概要	原子力規制庁 (2013.3.28)	<p>新規制基準検討チームの第 20 回会合時点では、「巨大噴火」という用語は一切みられないこと、</p> <p>噴火規模も「当該火山の最大規模」とされていたこと、</p> <p>モニタリングについても、活動可能性及び噴火規模の評価に不確実性を伴うために実施することとされていたこと、</p> <p>立地評価のフロー図が「④原子力発</p>

			電所の運用期間中に設計対応が不可能な影響が及ぶ大規模火山活動が発生する可能性が十分小さいか？」とされ、破局的噴火についてこそ慎重な評価を行うことが指向されていたこと（社会通念によってリスクを容認するような考えはなかったこと）等。
401	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム第 21 回会合議事録	原子力規制委員会 (2013.4.4)	新規制基準検討チームの第 21 回会合において、大規模だからといって明確に兆候がつかめるわけではないこと、大規模ではなくても慎重な評価をする必要があることから、立地評価において、大規模か否かで判断を区別する必要はないとされたこと、 モニタリングによって兆候を把握した場合には、使用済燃料を運び出すことになるので、安全を確保したうえで運び出す計画となっているかどうかを確認すること、 噴火については前兆がある程度把握できることがガイドの考え方の根拠にあること、 モニタリングをしっかりとやることが前提となっていること、 モニタリングによって、数年単位で兆候が把握できることが前提とされたこと等。
402	原子力発電所の火山影響評価ガイド（案）の概要	原子力規制庁 (2013.4.4)	新規制基準検討チームの第 20 回会合において「④原子力発電所の運用期間中に設計対応が不可能な影響が及ぶ大規模火山活動が発生する可能性が十分小さいか？」とされていたフロー図が、「④設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいか？」へと修正されたこと等。
403	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム第 23 回会合議事録	原子力規制委員会 (2013.6.3)	新規制基準（火山ガイド）に関するパブリックコメントが実施され、意見の内容とこれに対する原規庁の回答が新規制基準検討チーム第 23 回会合において示されたこと等。

404	新規制基準に関連する評価ガイド（設計基準関係）に対する御意見への考え方（案）	原子力規制庁（2013.6.3）	<p>新規制基準のパブリックコメントにおいて、設計対応が不可能な火山事象の評価に関し、基準が不明確で十分な規制は難しいとの意見が寄せられたこと、</p> <p>これに対して、原規庁は、不確実性を伴うことを認めつつ、モニタリングを実施することを必要条件として問題がないと回答したこと、</p> <p>また、核燃料の搬出についても、非現実的との意見が寄せられたのに対し、設計対応不可能な火山事象による非常事態の発生が否定できないことを前提に、危険を回避するために方針を明確化しておく必要があることなどの理由で、修正の必要がないと回答したこと等。</p>
-----	--	------------------	--